

第十五条 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前				
<p>六の二 介護給付費等単位数表第11の2の1の就労選択支援サービス費の注2の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合</p> <p>イ 指定就労選択支援（指定障害福祉サービス基準第七十三條の二に規定する指定就労選択支援をいう。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="309 659 703 742">厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</th><th data-bbox="703 659 1059 742">厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="309 742 703 1364">指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第七十三條の三第一項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。）の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 利用定員が十一人以下の指定就労選択支援事業所 指定障害福祉サービス基準第七十三條の九において準用する指定障</td><td data-bbox="703 742 1059 1364">百分の七十</td></tr></tbody></table>	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合	指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第七十三條の三第一項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。）の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 利用定員が十一人以下の指定就労選択支援事業所 指定障害福祉サービス基準第七十三條の九において準用する指定障	百分の七十	<p>(新設)</p>
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合				
指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第七十三條の三第一項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。）の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 利用定員が十一人以下の指定就労選択支援事業所 指定障害福祉サービス基準第七十三條の九において準用する指定障	百分の七十				

福祉サービス基準第八  
十九条に規定する運営規  
程に定められている利用  
定員（以下この項におい  
て「利用定員」という。

）の数に三を加えて得た  
数を超える場合

(二) 利用定員が十二人以上  
の指定就労選択支援事業  
所 利用定員の数に百分  
の百二十五を乗じて得た  
数を超える場合

(2) 一日の利用者の数が次の

(一)又は(二)のいずれかに該当  
する場合

(一) 利用定員が五十人以下  
の指定就労選択支援事業  
所 利用定員の数に百分  
の百五十を乗じて得た数  
を超える場合

(二) 利用定員が五十一人以  
上の指定就労選択支援事  
業所 利用定員の数に当  
該利用定員の数から五十  
を控除した数に百分の二  
十五を乗じて得た数に二  
十五を加えた数を加えて  
得た数を超える場合

ロ 指定定就労選択支援事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の員数を満たしていないこと。	百分の七十（就労選択支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合は、百分の五十）